

2 商 第 2 0 4 1 号  
令和 2 年 9 月 2 5 日

各グループ補助金補助事業者 様

福島県商工労働部長  
( 公 印 省 略 )

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金(令和元年台風19号等)における  
実績報告書の提出について(通知)

本県の商工労働行政の推進につきましては、日頃、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当補助事業は施設・設備の復旧後、実績報告書を提出し、県による書類及び現地調査を経て事業者様への補助金の支払いをすることになりますが、それら一連の手続きは令和2年度内に終えることとされております。

つきましては、補助事業が完了していながら、実績報告書を提出していない事業者様は、下記により、速やかに実績報告書を提出されますようお願いいたします。

なお、既の実績報告書を提出されている場合には行き違いによるものですので御了承願います。

#### 記

- 1 提出資料 県ホームページ(※1)に掲載の実績報告チェックリストを確認のうえ、必要な書類を御提出ください。
- 2 提出期限 原則として令和2年12月末まで
- 3 提出先 福島県商工労働部 経営金融課 グループ補助金(台風災害)担当  
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎4階
- 4 留意事項
  - (1) 実績報告時において、当初交付申請内容に不備や誤りが確認された場合や交付決定と異なる内容で実施し、補助対象外の経費が含まれていることが判明した場合は、補助金額を減額することがあります。
  - (2) 県による現地調査においては、補助事業で施工された施設・設備の現物を全て確認することとなります。特に、運送業や建設業等を営まれている事業者様におかれましては、車両や建設機材の稼働状況等を調整の上、現物確認に御協力くださいますようお願いいたします。
  - (3) 実績報告書の提出から補助金の支払いまでは、報告書の審査終了後概ね2か月程度を要します。なお、実績報告書の提出が集中する時期には通常よりも時間を要する場合がありますので御了承ください。
  - (4) 年内に実績報告書の提出が見込めない方は、当案内後、速やかに県まで御連絡ください。

※1 グループ補助金(台風災害)に関する資料は以下のホームページから確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/groupt1900.html>

(事務担当 経営金融課 グループ補助金担当 電話 024-521-8658)